

第1次
「利尻町地球温暖化対策実行計画」
(区域政策編)



令和6年11月
利 尻 町

【本計画関連文書】

第1次「利尻町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」平成26年 4月

第2次「利尻町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」令和 5年12月

目 次

第1章 計画策定の背景

1	気候変動の影響	1
2	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
3	地球温暖化対策を巡る国内の動向	3
4	北海道の取組	4
5	利尻町の取組	4

第2章 計画の基本的事項

1	計画の位置づけ	6
2	計画期間	6
3	計画の対象	6
4	対象とする温室効果ガス	6
5	対象とする温室効果ガス排出部門	6

第3章 利尻町の特性

1	地域の概況	8
2	気候概況	8
3	人口と世帯数	8
4	産業の動向	8
5	再生可能エネルギー導入状況	9
6	再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	9

第4章 温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

1	温室効果ガス排出量の現況	10
2	温室効果ガス排出量の将来推計	11

第5章 計画全体の目標

1	計画の目標	12
2	再生可能エネルギー導入目標	12
3	脱炭素に向けたロードマップ	14

第6章 目標達成に向けた施策

1	施策の体系図	15
2	施策の推進	15

第7章 計画の推進体制・進捗管理

1	推進体制	29
2	計画の進捗管理	29

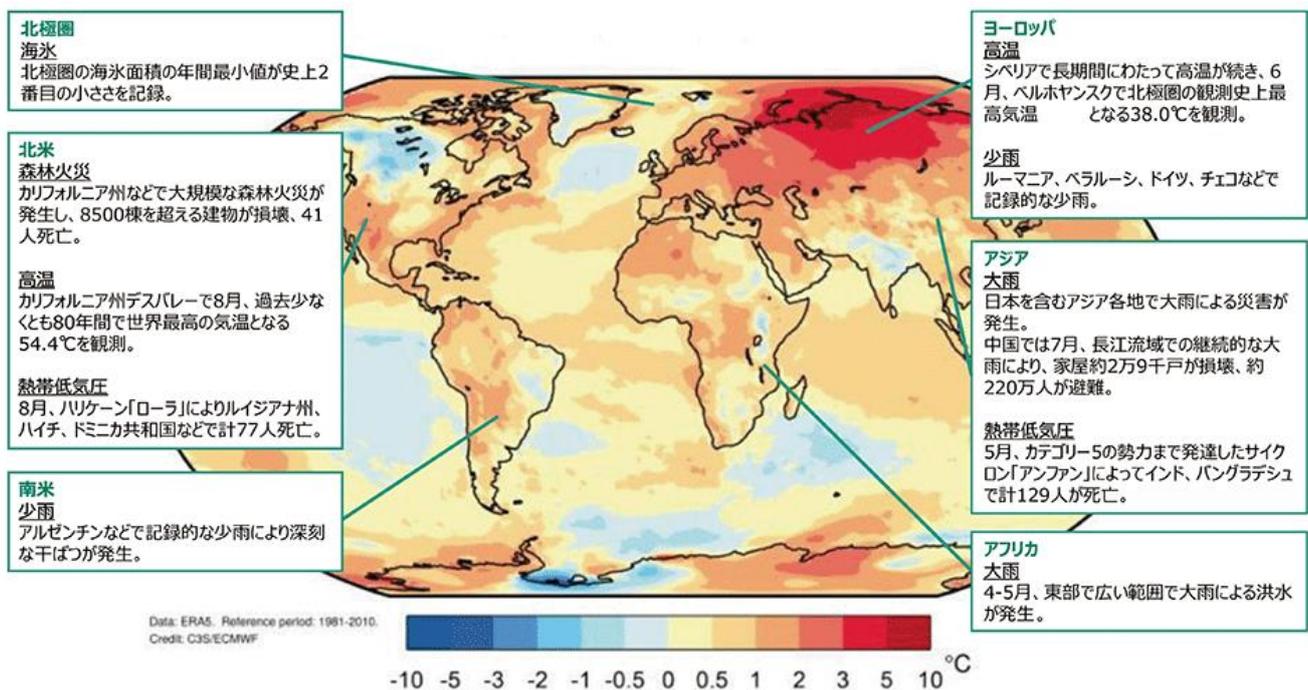
第1章 計画策定の背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。



[2020年世界各地の異常気象] 出典:環境省

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

各国の削減目標 JCCCA		
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロの実現年など
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 65%以上削減 (2005年比) <small>※CO₂排出量のピークを 2030年より前にすることを旨とする</small>	2060年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 55%以上削減 (1990年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 45%削減 (2005年比)	2070年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030年度 において 46%削減 (2013年比) <small>※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2030年までに 30%削減 (1990年比)	2060年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 50-52%削減 (2005年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC策出・更新年、表境のヨミを掲載しています（2022年10月現在）

[各国の削減目標] 出典:全国地球温暖化防止活動推進センター

温暖化と人間活動の影響の関係について これまでの報告書における表現の変化

第1次報告書 <small>First Assessment Report 1990</small>	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 <small>Second Assessment Report: Climate Change 1995</small>	1995年	「影響が地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が地球の気候に表れている。
第3次報告書 <small>Third Assessment Report: Climate Change 2001</small>	2001年	「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い
第4次報告書 <small>Fourth Assessment Report: Climate Change 2007</small>	2007年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 <small>Fifth Assessment Report: Climate Change 2013</small>	2013年	「可能性がきわめて高い」(95%以上) 20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書 <small>Sixth Assessment Report: Climate Change 2021</small>	2021年	「疑う余地がない」 人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。

出典:IPCC第6次評価報告書

[IPCC報告書] 出典:全国地球温暖化防止活動推進センター

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。

政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

4 北海道の取組

道では、気候変動問題に長期的な視点で取り組むため令和2（2020）年3月「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、令和3（2021）年3月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」を策定しました。再生可能エネルギーと森林吸収源など北海道の強みを最大限活用し、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進め2050年までに、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を開始しました。

こうした中、国内外における脱炭素に向けた動きがますます加速するなど、計画変化を踏まえ、令和4（2022）年3月には「2030年度に2013年度比で48%削減」に引き上げるなど削減目標の見直しや、重点的取組の追加・拡充を図っています。

また、道民・事業者の皆様にわかりやすい計画となるよう身近な補助指標の追加など計画の見直しを行いました。

5 利尻町の取組

本町では、令和5（2023）年3月に「利尻町ゼロカーボンシティ宣言」を利尻富士町及び礼文町とともに同時期に表明しました。

また、町及び職員が地球温暖化対策を実行するための指針として、同年12月に「利尻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改訂し、「2030年度に2013年度比で52%削減」することを目標として設定しました。

この度、「利尻町地球温暖化対策実行計画（区域政策編）」を策定して、町民・事業者と連携を図りながら、脱炭素社会の実現に向けてのこととしました。



利尻町ゼロカーボンシティ宣言

～2050年 二酸化炭素排出量実質ゼロをめざして～

地球温暖化による気候変動は、全世界共通の避けて通ることができない喫緊の課題となっており、豪雨や猛暑といった異常気象による被害の増加、生態系への影響等は利尻島・礼文島にも出始めております。

2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「産業革命前から平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃以内に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることが必要」とされています。

また、我が国においても、2020年10月に政府が「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

さらに、北海道においても、地域資源を最大限に活用しながら、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進める「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すこととされました。

利尻島・礼文島は、「利尻礼文サロベツ国立公園」内にあり、希少な高山植物や雄大な景観などが多数あります。

来年の国立公園指定50年を目前に控え、あらためてこの豊かな自然を子どもたちや未来へ引き継ぐためにも、私たち自身が先頭に立って温暖化対策に積極的に取り組むことが必要です。

このため、利尻町・利尻富士町・礼文町が一丸となって、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、「カーボンニュートラルに向けた取組」について、3町一体となって推進していくことをここに宣言します。

令和 5年 3月 9日

利尻町長 上遠野 浩志

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域政策編)」、気候変動適応法第12条に基づく「地球気候変動適応計画」として策定するものであり、利尻町未来共創ビジョン「第6次利尻町総合振興計画基本構想」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の地球温暖化対策計画、北海道地球温暖化対策推進計画と整合を図るとともに、「第2期利尻町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」、「利尻町強靱化地域計画」等と整合を図り推進します。

2 計画期間

本計画の期間は令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの7年間とします。基準年度は、国の地球温暖化対策計画、北海道地球温暖化対策推進計画を踏まえ、平成25(2013)年度とし目標年度は中間目標を令和12(2030)年度、長期目標を令和32(2050)年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢などの変化に応じて計画の見直しを図ります。

3 計画の対象

利尻町全域を対象とします。

4 対象とする温室効果ガス

国の「地球温暖化対策計画」で削減対象とされているのは、7種類ですが、特に、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)を主対象とします。

〈国の「地球温暖化対策計画」における削減対象〉

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)

5 対象とする温室効果ガス排出部門

(1) 産業部門 ※1

ア 製造業

イ 建設業・鉱業

ウ 農林水産業

(2) 業務その他部門 ※2

(3) 家庭部門 ※3

(4) 運輸部門 ※4

ア 自動車(貨物)

イ 自動車(旅客)

ウ 鉄道

(5) 廃棄物分野(焼却処分) ※5

※1 製造業、建設業、鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出

※2 事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※3 家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※4 自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

※5 廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

第3章 利尻町の特性

1 地域の概況

本町は、北海道の北端・稚内市から西方約53kmの日本海上にある利尻島の西南部に位置し、東西21.5km、南北11.8km、総面積76.51km²で同じ島にある利尻富士町と接しています。また、島の中心には利尻山(1,721m)がそびえたっています。

2 気候概況

利尻町は、北海道の最西北端に位置し、対馬暖流が日本海を北上しており、寒暖の差は少なく冬は道内内陸部に比較して温暖であり、氷点下15℃を下回ることは少ない。

夏は概して涼しく、最高気温が30℃を超えることは少ない。

本道では夏季の最高気温と冬季の最低気温の気温差が60℃以上の地域もあることを考えると気候的に恵まれているが、季節風が他地域に比べると強い。

積雪は、11月下旬から始まり、積雪量は道北内陸部に比べると少ないが、風が強く、しばしば吹雪に見舞われる。

また、融雪期は3月下旬である。

降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
923.6	7.1	10.1	4.0	3.9	1499.2

[杓形地域気象観測所の平年値 (1981年～2010年)] 気象庁資料

3 人口と世帯数

本町の人口は、昭和30(1955)年の10,025人をピークに、基幹産業である漁業の主要魚種だったニシン漁の衰退や高度経済成長期における大都市圏への人口流出などの影響により減少を始め、令和6(2024)年9月末現在の人口は、1,842人、世帯数は1,021世帯となっています。

また、当町人口ビジョンの国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、今後、人口減少及び少子高齢化が進み、令和22(2040)年で1,390人、令和42(2060)年で1,038人と予測されています。

4 産業の動向

経済センサスによると、本町には143の事業所があり、サービス業が最も多く41.2%、次いで卸小売業が34.3%、建設業9.8%、製造業6.3%、運輸通信業3.5%、その他4.9%となっています。

5 再生可能エネルギー導入状況

平成24(2012)年及び平成25(2013)年環境省再生可能エネルギー等導入推進基金事業、平成26(2014)年環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を活用して次の事項を実施しました。

(1) 平成24年度

- ア 再生可能エネルギー導入可能性調査
- イ 木質バイオマス(建設廃材等)の活用を検討(平成30年度報告書取纏め)
- ウ EV公用車、電源供給装置導入(道内離島で初)
- エ 総合体育館に太陽光、小型風力発電、蓄電池、LED照明等導入
(平成24年度～平成25年度)

(2) 平成25年度

- ア EV小型トラック利用実証
- イ 道立利尻高校に両面太陽光発電等導入
- ウ 未利用熱の有効活用に向けた検討

(3) 平成26年度

- 役場に両面太陽光発電、ガスコジェネ、蓄電池、EVシームレス充放電PCS、LED照明及びBEMS等導入

6 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

日本データサービス(株)による見解は次のとおりです。

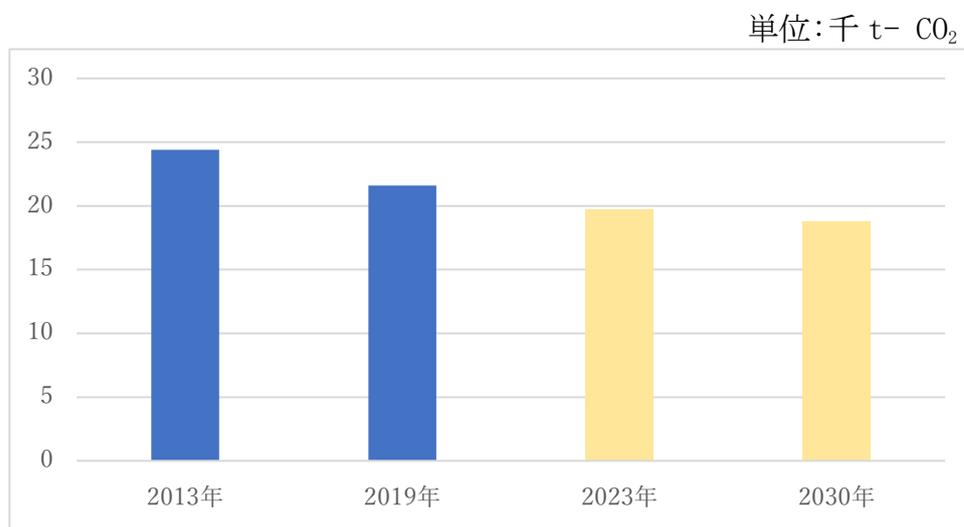
- (1) 太陽光発電・・・ポテンシャル「低」
- (2) 風力発電(陸上)・・・ポテンシャル「低」
- (3) 中小水力発電・・・ポテンシャル「低」
- (4) 木質系バイオマス・・・ポテンシャル「低」
- (5) 畜産系バイオマス・・・ポテンシャル「低」
- (6) 地熱発電・・・ポテンシャル「低」
- (7) その他、熱・・・ポテンシャル「低」

※ ポテンシャルの高低は、ポテンシャルを算出した後、道内市町村すべての値から相対的に評価して分類しています。

第4章 温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

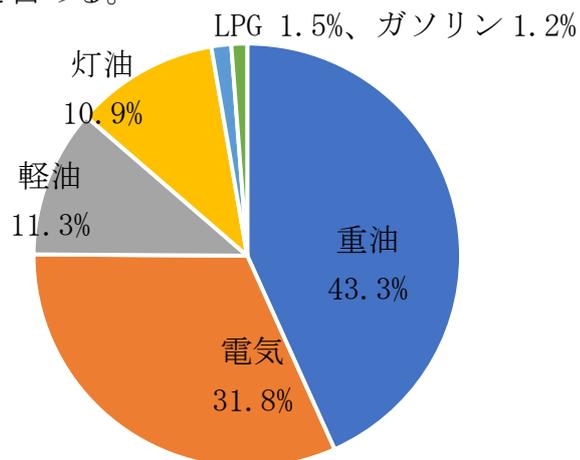
1 温室効果ガス排出量の現況

利尻町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、24.4千t-CO₂となっています。(2023年以降は推計値)



[利尻町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移]
(2022年8月31日現在(日本データサービス(株)))

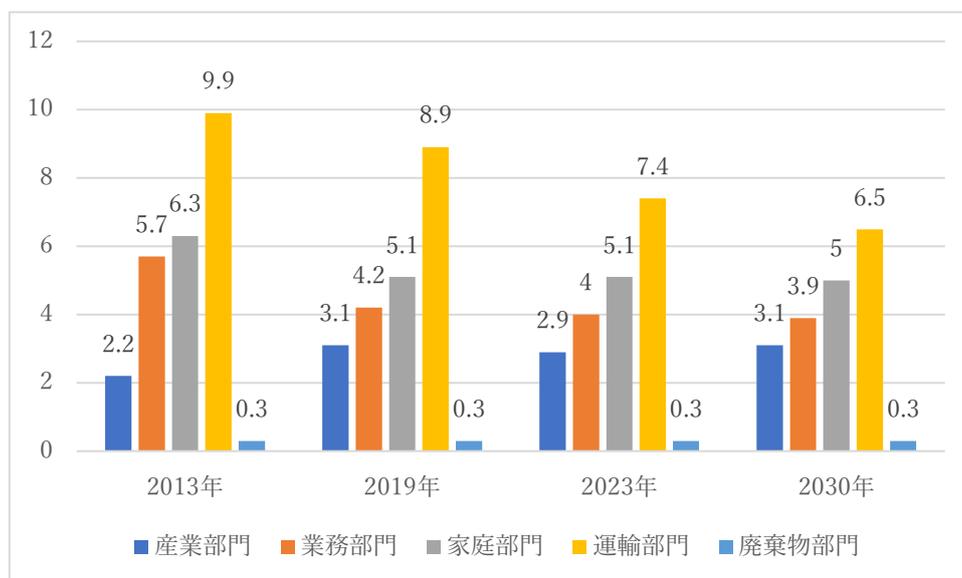
2013年度における二酸化炭素排出量を排出要因別にみると、暖房・給湯に伴う重油の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の43.3%を占め、次いで電気の31.8%で全体の75%を占める。



[利尻町の二酸化炭素排出状況(2012年)]
(2014年4月1日現在(第1次利尻町地球温暖化対策実行計画抜粋))

利尻町の「部門別温室効果ガス総排出量」は、基準年度の2013年度は24.4千t-CO₂であり、温暖化対策を特に講じなかった場合の2030年度推計値は18.9千t-CO₂となる。(2023年以降は推計値(日本データサービス))

また、2030年度中間目標である基準年度から48%削減(北海道)とした場合、12.7千t-CO₂を目標値とする必要があり、5.6千t-CO₂を削減できる施策が必要となる。



[利尻町の「部門別温室効果ガス総排出量」の推移]
(2023年7月7日現在(環境省))

2 温室効果ガス排出量の将来推計

温室効果ガス排出量の将来推計は、第4章1項「利尻町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移」のとおりであるとともに、利尻島沿岸の2年生シリコンブ養殖による二酸化炭素吸収量は53.9t-CO₂との推計が国土交通省北海道開発局から発表されており、そのうち6割にあたる32.3t-CO₂が吸収量として期待できるほか、本町面積(7,650ha)の8割(6,182ha)を占める森林を適切に管理することによる吸収量、再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素削減量を加味して、総合的に踏まえた値で、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、カーボンニュートラルの実現を図ります。

第5章 計画全体の目標

1 計画の目標

地球環境にやさしい持続可能な町を次の世代に引き継ぐために、町、町民、事業者が連携を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す必要があります。

そのため、現時点では基準年度の総排出量から48%を削減した12.48千t-CO₂を目指します。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位:千t=二酸化炭素)	2013年度 (基準年度)	2030年度 (基準年度)	削減目標 (基準年度比)
合 計	24	12.48	52%
産業部門	2	1.04	52%
製造業	2	1.04	52%
建設業・鉱業	0.52	0.27	52%
農林水産業	0.23	0.12	52%
業務その他部門	6	3.12	52%
家庭部門	6	3.12	52%
運輸部門	10	5.2	52%
自動車	5	2.6	52%
旅客	2	1.04	52%
貨物	3	1.56	52%
鉄道	0.18	0	0
船舶	5	2.6	52%
産業廃棄物分野(一般廃棄物)	0.32	0.17	53%
吸収源			
ブルーカーボン			0.032
グリーンカーボン			2.617
備 考	環境省数値引用	一律削減	

注 表中数値は四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

2 再生可能エネルギー導入目標

町内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで充足できることを目標として、政府実行計画に盛り込まれた内容と目標を実現できるよう努めます。

また、島の大半の電気は火力発電によるものであり、その在り方について北海道電力ネットワーク株式会社と連携を図ります。

以下、政府実行計画に盛り込まれた内容と目標

(1) 太陽光発電の最大限の導入

2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

(2) 建築物における省エネルギー対策の徹底

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented(ゼブオリエンテッド)相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready(ゼブレディ)相当となることを目指す。

◇ ZEB Oriented(ゼブオリエンテッド)

建築物の一次エネルギー消費量を30%から40%程度削減する措置を講じた建物

◇ ZEB Ready(ゼブレディ)

国土交通省が主導する建築物の省エネルギー性能に特化した第三者評価機関による認証制度

(3) 電動車の導入

代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。

(4) LED照明の導入

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

(5) 再生可能エネルギー電力調達の推進

2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

(6) 廃棄物の3R+Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

◇ 3R+Renewable(リデュース・リユース・リサイクル・リニューアブル)

ゴミを減らし、環境を大切にしまちづくりや暮らしの実現を目指した取り組み。

〈参 考〉

■ 利尻島における発電量・・・7,375kw

(内訳)

鴛泊発電所(水力)の定格出力 150kw

清川発電所(水力)の定格出力 75kw

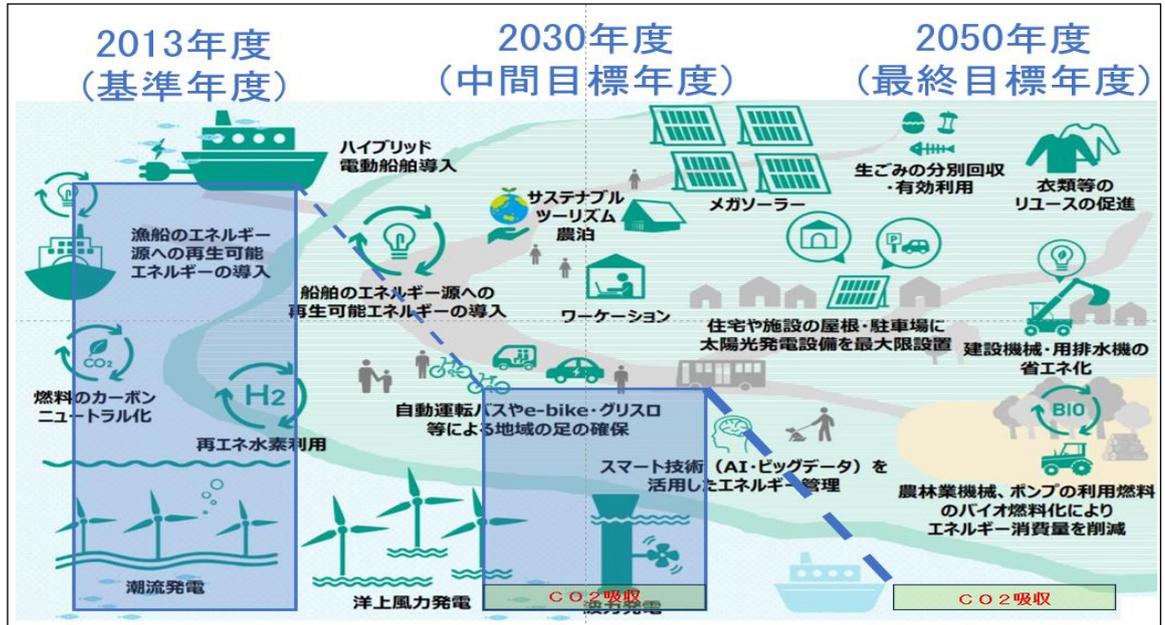
杓形発電所(内燃力)の定格出力 7,150kw

■ 利尻島における1時間あたりの消費電力量(令和4年度)

3,225kWh

3 脱炭素に向けたロードマップ

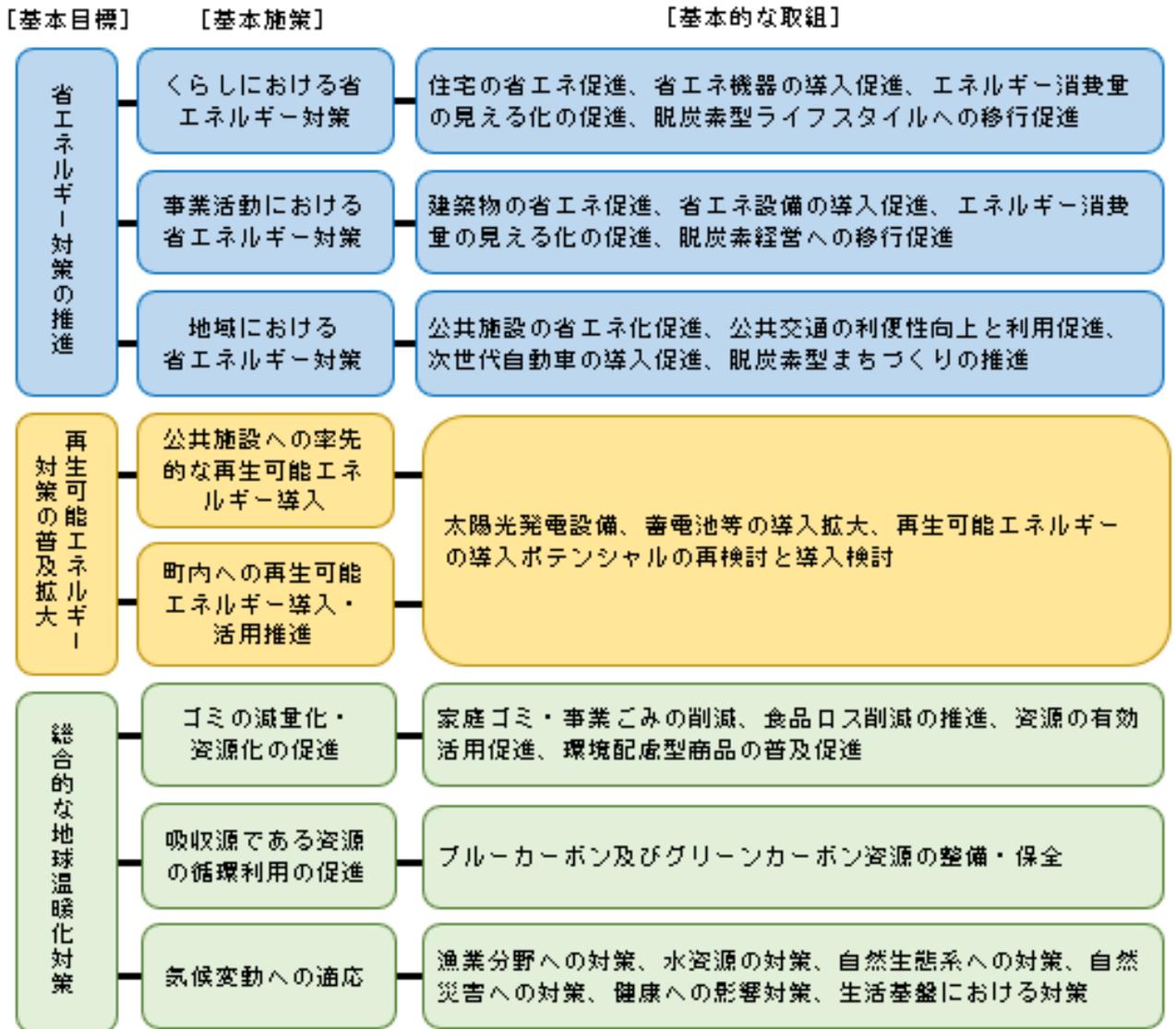
離島モデル(環境省)の中から利尻町に適応した「出来る」ことを着実に実践していきます。



[離島モデル] 出典:環境省

第6章 目標達成に向けた施策

1 施策の体系図



2 施策の推進

私たちの暮らしや社会はエネルギーの消費によって成り立っています。日常生活に欠かすことのできない電気、ガス、水道はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信等もすべてエネルギーを利用しています。脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減は不可欠であり、省エネルギー対策を一層推進していく必要があります。

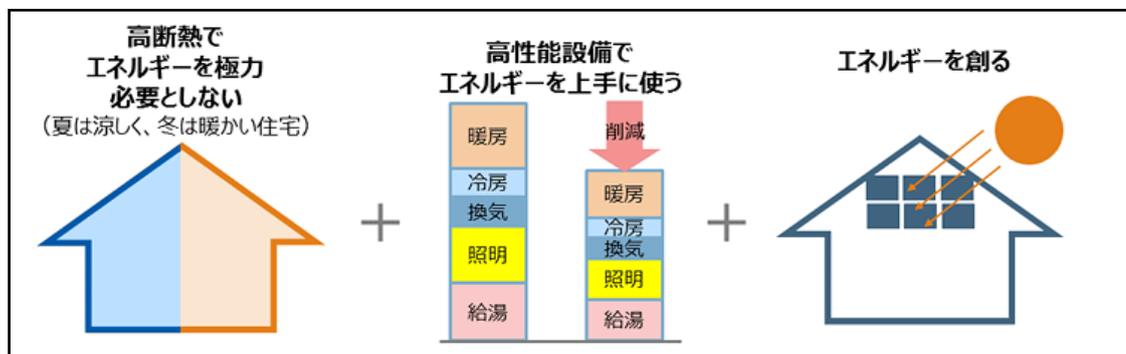
(1) 暮らしにおける省エネルギー対策の推進

省エネ性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、省エネ手法についての情報提供や支援を検討することにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を推進します。

取 組	内 容
住宅の省エネ推進	既存の住宅の高気密化、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施支援(補助金等交付の検討)を行うとともに、新築の住宅におけるZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及啓発、実施支援(補助金等交付の検討)を行います。
省エネ機器の導入促進	高効率喚起空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発、導入支援(補助金等交付の検討)を行います。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じる事を促すため、EMS(エネルギーマネジメントシステム)の情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
脱炭素型ライフスタイルへの移行促進	脱炭素なライフスタイルへの変革に向け、「デコ活」や「ゼロカーボンアクション30」、「家庭エコ診断」等の普及啓発を行います。

◇ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)

建物の断熱性能を高めること、省エネ設備などの導入によって消費するエネルギーを少なくすることで「省エネ」を実現するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーを創り出す「創エネ」によって、エネルギー収支が正味ゼロまたはマイナスとなる住宅のことをいいます。



[ZEHのイメージ図] 出典:資源エネルギー庁

◇ デコ活

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、2022年10月に発足した国民のみなさまの行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための新しい国民運動です。



[デコ活のイメージ図] 出典:環境省

デコ活では、今から約10年後、「生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康」で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する「新しい豊かな暮らし」の方法を提案し将来の絵姿を提示しています。



[デコ活の全体像] 出典:環境省

(2) 事業活動における省エネルギー対策の推進

事業者に対し、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー消費量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

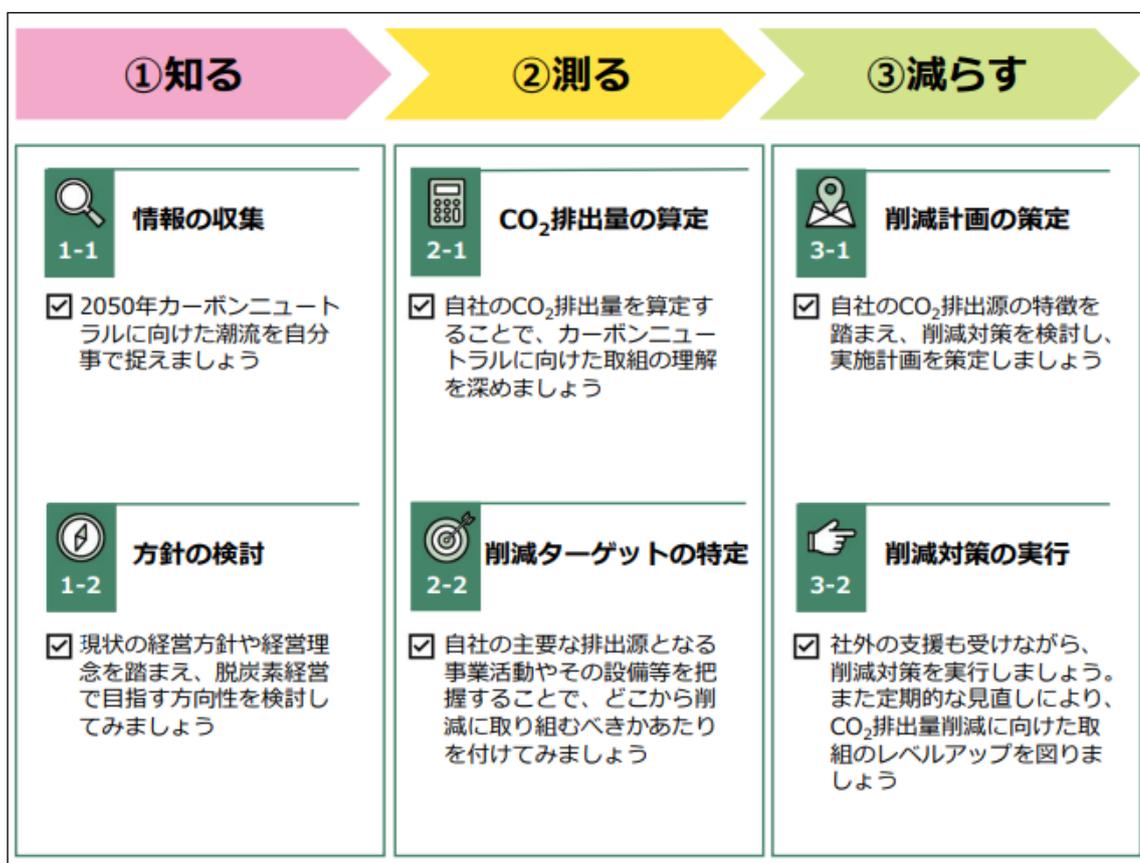
取組	内容
建築物の省エネ推進	既存の住宅の高気密化、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施支援(補助金等交付の検討)を行うとともに、新築物におけるZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の普及啓発、実施支援(補助金等交付の検討)を行います。
省エネ設備の導入促進	高効率喚起空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発、導入支援(補助金等交付の検討)を行います。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じる事を促すため、EMS(エネルギーマネジメントシステム)の情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
脱炭素経営への移行促進	脱炭素経営への移行を促進するため、先行企業の取組に関する情報提供や、二酸化炭素排出量の把握、削減目標や計画の策定に関する支援を行います。

◇ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

◇ 脱炭素経営

気候変動対策(脱炭素)の視点を織り込んだ企業経営のこと。



[脱炭素経営に向けた3つのステップ] 出典:環境省

(3) 地域における省エネルギー対策の推進

本町の実情に応じた公共交通体系の構築を検討して、公共交通機関等の利便性向上を図り、普及啓発を行うことで町民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用など社会的価値にも着目し、EV、FCV(燃料電池自動車)等への転換を促進し、併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を促進します。

取 組	内 容
公共施設の省エネ化推進	公共施設(町営住宅を含む。)について、省エネ機器導入やZEB、ZEH化を推進します。
公共交通等の利用促進	町内を循環する公共交通機関を検討するとともに、町民の利用促進について普及啓発を行います。
次世代自動車の導入促進	ZEV等の次世代自動車の導入促進に向けた情報提供、普及啓発、実施支援(補助金等の交付検討)を行うほか、国等の制度の活用による充電・充填インフラ整備を促進します。

◇ ゼロ・ミッション・ビークル(ZEV)

走行時に排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池車(FCEV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)のこと。

◇ 主体別取組

ー 町民の取組

- ・ 節電や節水に心がける。
- ・ 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- ・ 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- ・ 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直しなどを行う。
- ・ 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- ・ 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- ・ 自動車を購入するときは、ZEVを選択する。

ー 事業者の取組

- ・ 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- ・ クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- ・ 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- ・ 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- ・ 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- ・ 事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。
- ・ 通勤や事業活動での移動の際は、相乗り、徒歩若しくは公共交通機関を利用する。

(4) 再生可能エネルギー対策の普及拡大

ア 公共施設等への再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時の対応能力を向上させます。

〈現 状〉

■ 利尻島のスマートシティ化に向けて

- 平成24年 再生可能エネルギー導入可能性調査
- 平成24～25年 総合体育館 太陽光設置、小型風力発電設置、蓄電池設置、LED照明設置等
- 平成25年 EV(小型トラック)公用車導入
- 平成25年 利尻高校 両面太陽光設置
- 平成26年 役場 両面太陽光設置、ガスコジェネ設置、蓄電池設置、LED照明設置等

〈今 後〉

取 組	内 容
太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大	設置可能な公共施設に再生可能エネルギーを設置することを目指すとともに、蓄電池の導入により災害時の対応能力を向上させます。
木質バイオマス発電、熱設備の再度導入検討	平成24年から調査し平成30年度にとりまとめた報告書を見直し再度、可能性について検討することとします。
地域マイクログリッド等の検討	限られた地域内(島)で、太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーで電気をつくり、蓄電池などで電力量をコントロールすることで、地域内の電力供給を賄うエネルギーシステムについて電気事業者(北海道電力ネットワーク株式会社)と協議しつつ検討していきます。

イ 町内への再生可能エネルギー導入

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギー電気、熱を自家消費するための設備(太陽光発電、ペレットボイラー等)の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を検討します。

また、町内事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することへの支援も併せて検討するほか、町外の事業者の誘致についても検討していきます。

取 組	内 容
太陽光発電設備、蓄電池等の導入促進	住宅用太陽光発電設備の設置費に対する支援を検討するとともに、蓄電池及び太陽熱設備についても普及啓発を行い、補助金等の支援策を検討することで、脱炭素と併せて災害時のレジリエンス強化を図ります。
木質バイオマスの利用促進、再度検討	木質バイオマス利用に伴う地域内経済循環効果、素材生産の増産と林地未利用材の有効活用に伴う経済循環、チップ生産・販売及びボイラー等の管理に伴う経済循環及び木質バイオマスボイラーの導入工事に伴う建設事業益などについて再度検討を図ります。

未利用の土地やエネルギー資源の活用検討	遊休地等のエネルギー生産場所としての利活用を促進します。
再生可能エネルギー供給事業者等の立地促進	本町の再エネポテンシャル等を踏まえ、電気事業者(北海道電力ネットワーク株式会社)と協議を進めるとともに、町外事業者へのPR、誘致を検討していきます。

◇ 主体別取組

ー 町民の取組

- ・ 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- ・ 電力契約を再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- ・ 自動車を購入する際は、ZEVを選択する。

ー 事業者の取組

- ・ 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- ・ 電力契約を再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- ・ 事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。

(5) 総合的な地球温暖化対策

脱炭素の早期実現に向けて、本町における自然環境を活用した吸収源対策や廃棄物対策などを講じて地球温暖化対策をするとともに、顕在化している気候変動の影響に対する適応策についても推進していきます。

ア 吸収源対策

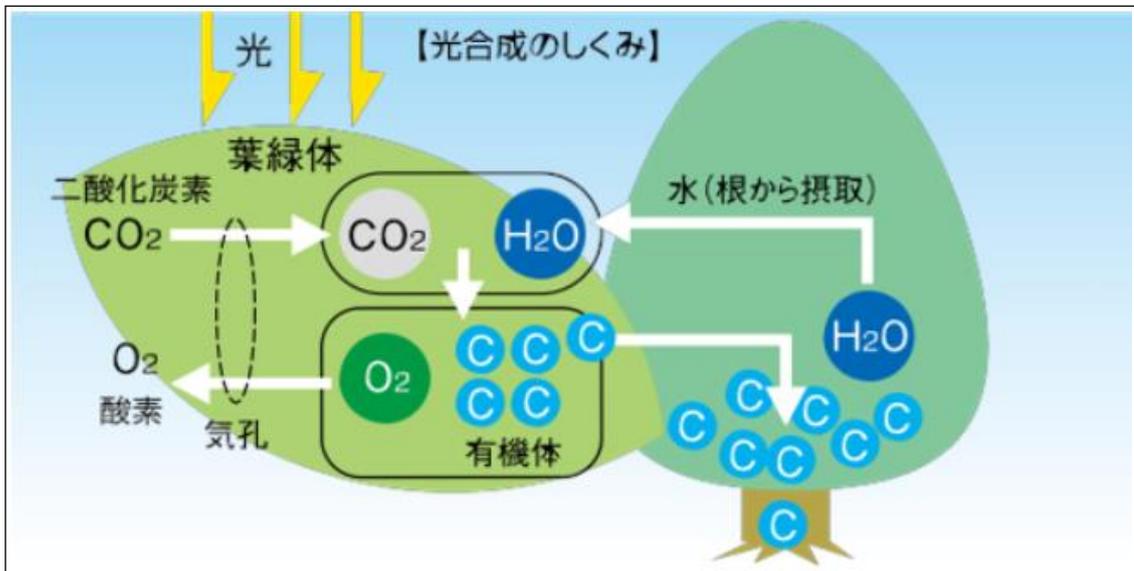
本町の基幹産業である漁業における沿岸部における2年生利尻昆布養殖及び本町面積(7,650ha)の8割(6,182ha)を占める森林を適切に管理することにより、二酸化炭素を吸収する取組を推進します。

取 組	内 容
沿岸における利尻昆布の養殖促進	二酸化炭素吸収量の推定方法で、特に「残存率」を意識した、1年目の種昆布と2年目の成昆布の水揚げ量及び養殖漁場における海中の残置の状況を一定以上に保てるように漁業を支援していきます。
森林管理の促進	立木の標準伐期齢を指標として適切な伐採を推進します。また、伐採においては、主伐までの生育の促進及び林分の健全化並び

	に木材利用価値の向上を図るため適正な密度を維持しながら行うよう支援していきます。
--	--

地球温暖化の防止には、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要です。地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄えることで成長するとともに、酸素を放出しています。成長期の若い森林は二酸化炭素をたくさん吸収して大きくなりますが、成熟すると二酸化炭素を吸収する割合が低下していきます。これらを踏まえて、健全な森林を整備・保全することも重要な温暖化対策になります。



[森林による二酸化炭素の吸収] 出典: 林野庁

(6) ゴミの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

取 組	内 容
家庭ゴミ、事業ゴミの削減	家庭や事業活動に伴うゴミの排出削減について普及啓発を行うとともに、町の事務事業において紙やプラスチック製品の使用削減を行います。
食品ロス削減の推進	家庭等における食品ロス削減について普及啓発を行います。
資源の有効活用促進	分別回収の徹底により、資源の有効活用に努めます。

環境配慮型商品の普及促進	環境ラベルの付いた商品等、環境配慮型商品の購入促進のため普及啓発を行うとともに、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を徹底していきます。
--------------	---

◇ 環境ラベル

商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるしのことで、製品や包装などについており、環境負荷低減に資するモノやサービスを買いたいときに、参考になるマークです。

◇ 食品ロス

日本での食品ロスの原因は、大きく分けて2つあります。一つは、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど小売店での売れ残りや返品、飲食店での食べ残し、売り物にならない規格外品といった事業系食品ロス(328万トン)。もう一つは、家での料理の作りすぎによる食べ残しや、買ったのに使わず捨ててしまうこと、料理を作るときの皮のむき過ぎなどの家庭系食品ロス(284万トン)です。

環境を守るため、余った食べ物は、加工業者や流通業者、飲食店、家庭などからゴミとして出されます。これらは処理工場に運ばれ、可燃ゴミとして処分されますが、水分を含む食品は、運搬や焼却の際に二酸化炭素を排出するほか、焼却後の灰の埋め立ても環境負荷につながり、環境を守る観点からも食品ロスを軽減する必要があります。



[食品ロスの現状] 出典:農林水産省(環境省調べ)

SDGsのターゲットの一つに「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食品の破棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を軽減させる」という目標(ターゲット12.3)が盛り込まれました。食品ロスの削減を通じてこのターゲットを達成するには個人、事業者、自治体、NPO法人など、さまざまな方面からの食品ロス削減への取組みに対する協力は欠かせません。



[SDGs 17の目標] 出典:国連広報センター

(7) 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場などの様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努め、合意形成、意識醸成を図るとともに、町民や来訪者に向けたエコツーリズムを展開するなど、地域資源を活かし、地域経済を活性化させる取組みを進めます。他自治体や企業との連携については、本町の取組みについて多様な情報発信に努めます。

取 組	内 容
環境学習機会の提供・支援	食育・木育・花育の「3育」と連動した小中学校における環境学習の推進や町のホームページや広報誌における国等の環境学習コンテンツの情報提供を行います。
他自治体・企業との連携	エネルギーや資源の地産地消を前提とした上で、町外への供給可能性及び電気事業者(北海道ネットワーク株式会社等)との連携を図っていきます。

(8) 気候変動への適応

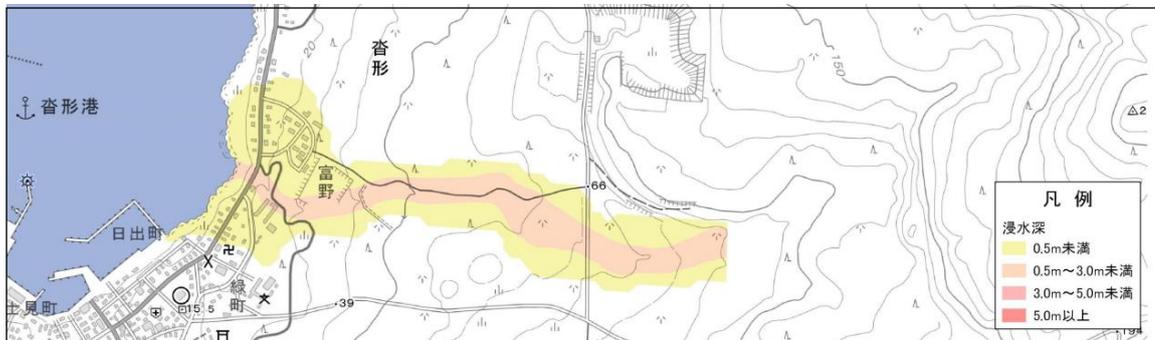
地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、水産業、水資源、自然生態、自然災害、健康、生活基盤(インフラ)の各分野において対策を実施していきます。

取組	内容
水産業への対策	気候変動は、海や海洋生物に深刻な影響を及ぼしており、水産資源とその餌の分布にまで変化をもたらしています。海を健全に保ち、将来にわたって海の豊かな恵みを楽しむためには、経済と環境のバランスを図ることが、これまで以上に重要との認識のもと、持続可能な漁業を推進していきます。
水資源への対策	日本の最北端の利尻島にそびえる標高1,721メートルの“利尻富士”(利尻山・利尻岳)の雪どけ水や雨が、30年余りの年月を経て湧きだしており、それをポンプで引き上げ塩素を混ぜ飲料水として使用しているため気候変動による降雨量や降雪量の影響を受けやすいことから、状況により節水などによる対応を講じます。
自然生態への対策	地域の生物多様性を保全するため、環境調査や生物相の解明を行い、状況により外来生物の周知活動や防除・捕獲に関する支援を行います。
自然災害への対策	地すべり、土砂災害警戒区域に指定された土地所有者への情報提供、洪水ハザードマップへの危険地域の掲載及び防災教育などを行います。
健康への対策	熱中症予防に関する広報誌やホームページへの掲載による普及啓発を実施するとともに、IP告知電話器による注意喚起を行います。また、小中学校へのエアコン設置を推進します。

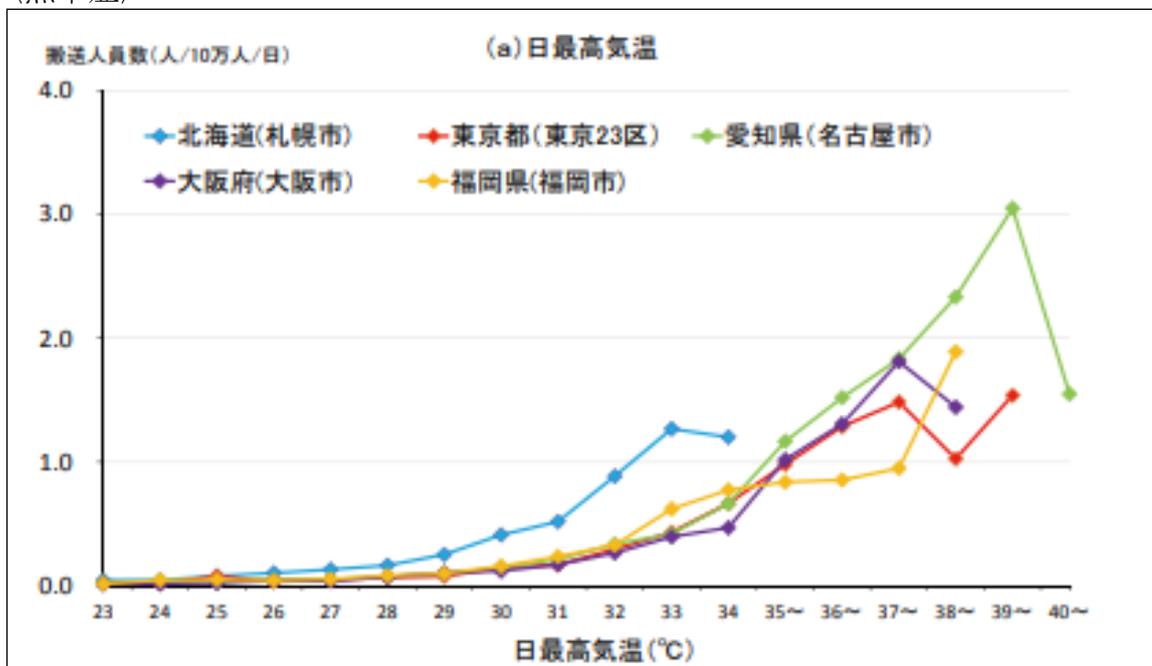
生活基盤における対策

大雪や暖気・降雨等による道路交通への影響や災害を回避するため、稚内地方気象

〈タネトンナイ川洪水浸水想定地域〉



〈熱中症〉



図のとおり、全国各地では暑さ指数が28℃を超えると救急搬送が急増、一方、北海道では26℃を超えるあたりから急激に増えています。利尻町においも例年、熱中症による救急搬送が発生しているのが現状であり、涼しい北海道で暮らす私たちが十分に気をつける必要があります。

(9) 総合的な地球温暖化対策における主体別取組

ア 町民の取組

- (ア) 森林整備のボランティアに参加する。
- (イ) 町産木材を有効的に活用する。
- (ウ) 不要になった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- (エ) 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。

- (オ) 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- (カ) 洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- (キ) エアコンの導入や暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする。
- (ク) 節水を行う。

イ 事業者の取組

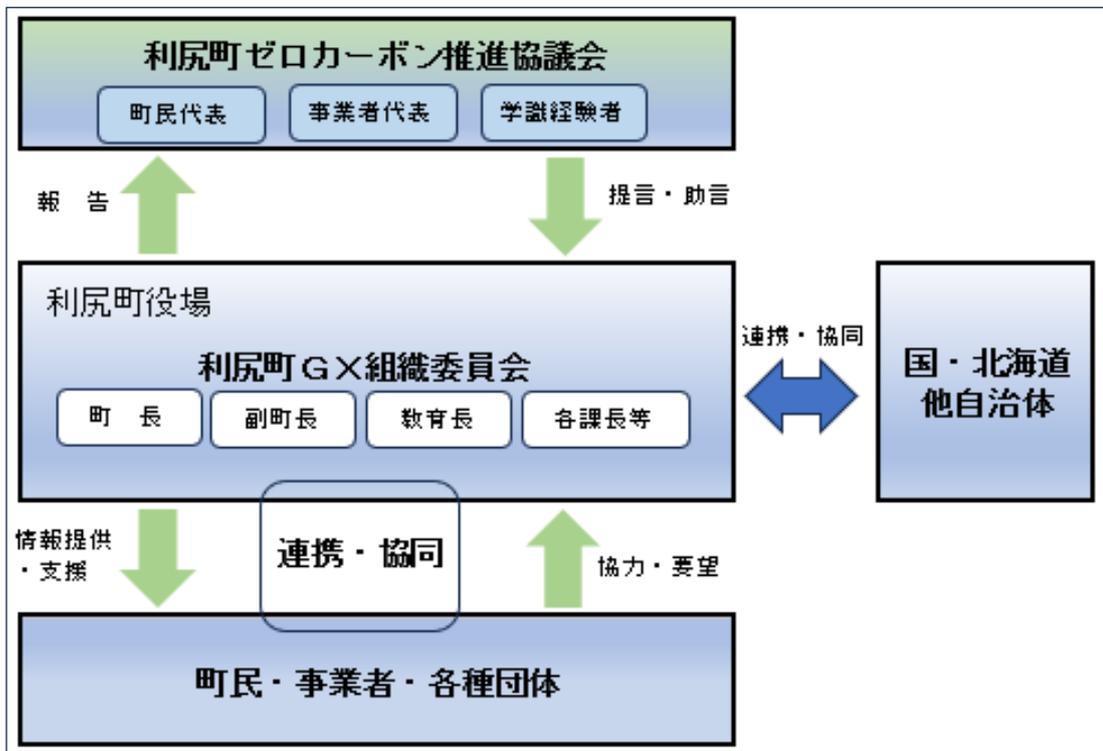
- (ア) 町産木材の利用を積極的に検討する。
- (イ) 資源とゴミを分別し、適正排出を行う。
- (ウ) 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- (エ) 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- (オ) 自らが実施する地球温暖化対策について、その取り組みを広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- (カ) 職場において、環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち社員等への環境教育を行う。
- (キ) 従業員の熱中症対策を行う。

第7章 計画の推進体制・進捗管理

1 推進体制

計画の推進にあたっては、国、北海道、町民、事業者等の様々な主体と連携・協同して利尻町脱炭素社会の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、町民、事業者、学識経験者で組織する「利尻町ゼロカーボン推進協議会」の設置を検討し、計画の進捗状況を毎年度報告、評価する体制を構築して、その結果については、ホームページ等で公表を行い、町民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

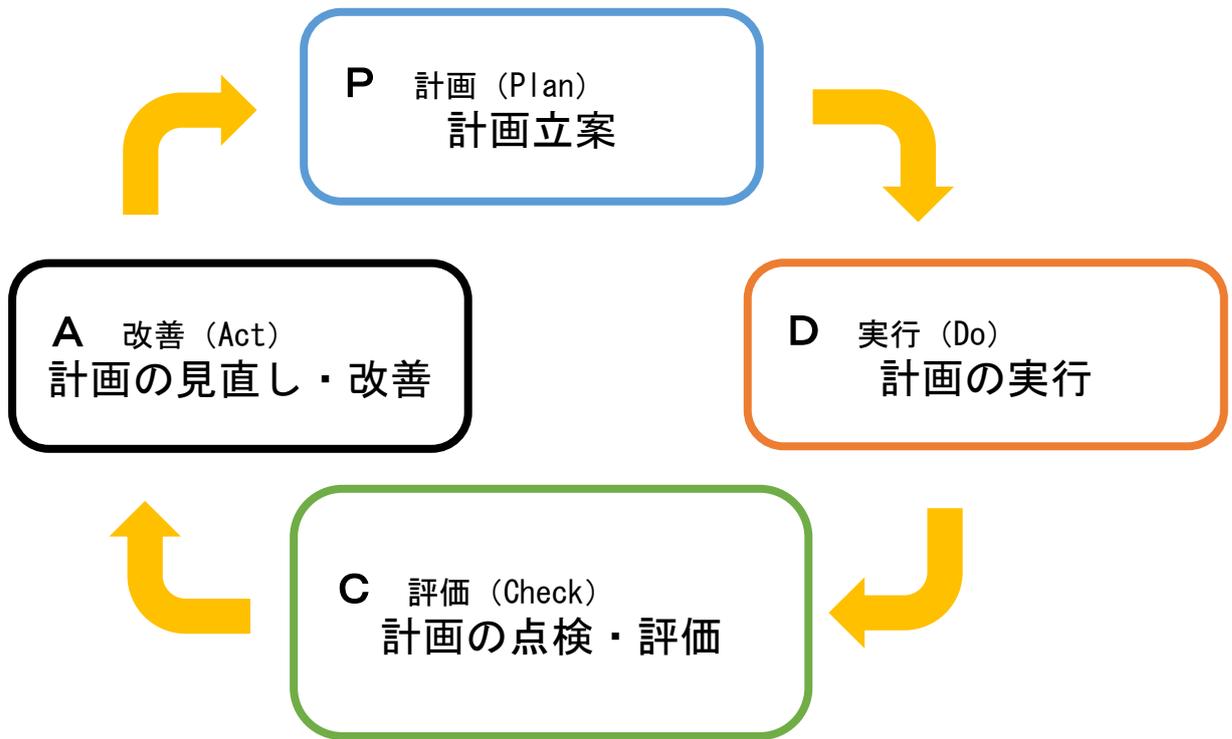


[利尻町ゼロカーボン推進協議会等の設置(検討)]

2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Act)のPDCAサイクルに基づき、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、脱炭素社会の実現につなげます。



[PDCAサイクル]